

【 令和 8 年度の税制改正について 】

(法人県民税・事業税、特別法人事業税関係)

令和8年4月
埼 玉 県



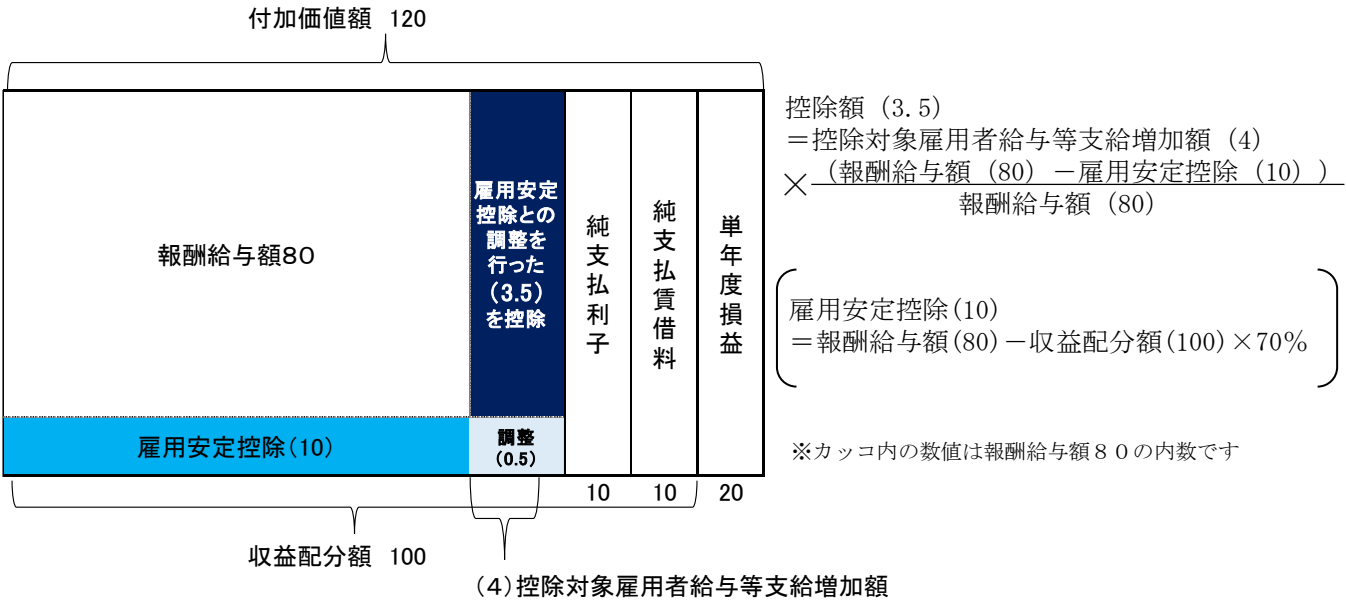
1 給与等の支給額が増加した場合の付加価値額からの控除制度

法人事業税付加価値割における賃上げ促進税制(※1)の適用要件が見直され、大企業向け措置については、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止されました(地方税法附則第9条第12項、第13項)。

	令和7年4月1日から 令和8年3月31日までの間に 開始する事業年度	令和8年4月1日から 令和9年3月31日までの間に 開始する事業年度
大企業	継続雇用者の給与総額の対前年度増加率 3%以上 (※)マルチステークホルダー方針に係る要件は法人税と同様	廃止
中堅企業 (※2)		継続雇用者の給与総額の対前年度増加率 4%以上 (※)マルチステークホルダー方針に係る要件は法人税と同様
中小企業者等 (※2)	雇用者全体の給与総額の対前年度増加率1.5%以上	

- (※1) 給与等の支給額が増加した場合、付加価値額から雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を控除することができます。
- (※2) 教育訓練費を増加させた場合の上乗せ措置は、令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度から廃止されました。

計算例



2 大胆な設備投資促進税制の創設

法人税において特定生産性向上設備等投資促進税制（大胆な設備投資促進税制）が創設されることに伴い、特別償却制度を法人県民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人県民税に適用することとされました。

3 その他の主な改正

（１）電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の課税標準の特例措置の延長（地方税法附則第9条第7項）

法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年（令和11年3月31日開始事業年度まで）延長することとされました。

（２）地域間連系線の整備に係る費用負担額を一般送配電事業者の収入金額から控除する収入割の課税標準の特例措置の創設（地方税法附則第9条第26項）

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物（以下「地域間連系線」という。）の整備又は更新の実施及び維持を行う一般送配電事業者又は送電事業者に地域間連系線の整備等に必要な費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置が3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日開始事業年度まで）講じられることとなりました。

「商業・法人の登記事項証明書」の添付省略について

令和8年7月9日以降の提出分から、報告書や申請書等に法人番号等を記載していただくと、商業・法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。

便利な電子納税をぜひ御利用ください

電子納税のメリット

- ・金融機関窓口等に出向くことが不要！
- ・全都道府県・市町村へ一括納税可能！
- ・インターネットバンキング、クレジットカード納付またはダイレクト納付が利用可能！
- ・納付書の印刷が不要なのでペーパーレスが可能！
- ・eLTAXの利用手数料無料！
- ・県の公金を取り扱っていない金融機関からも納税可能！

給与所得者の
住民税特別徴収も
一括納税できます！

埼玉県税務課ホームページから、申告書、届出書、納付書等の様式がダウンロードできます。また、各県税事務所の御案内や、県税に関する情報を掲載していますので御利用ください。

埼玉県 くらしと県税 ダウンロード

検索

